

企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の記載モデル

加藤 達彦

- I はじめに
- II 企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の従来の記載モデル
- III 企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の現在の記載モデル
- IV むすび

I はじめに

平成3年に監査基準の改定によって、重要な偶発事象または後発事象で利害関係者の判断を誤らせる恐れのあるものについて、監査報告書に特記事項として記載することが義務づけられた。特記事項は重要な未確定事項に対して記載される。また二重責任の原則を犯さないように、財務諸表の注記などに記載されていることをそのまま繰り返す形で行われなければならない。二重責任の原則では財務諸表の作成は経営者の責任であり、その信頼性の保証のみが監査人の責任となる。この原則は、企業の財務諸表の開示制度における責任の分担を明記したものである。この原則に従う限り、監査報告書には財務諸表に記載されていないことを追加することはいっさいできない。

例えば住友商事が和解金などを含めて最終的に約3,300億円の損害を被った、銅地銀取引を巡る不正取引事件の発覚は平成8年6月であった。そのため住友商事の平成8年3月期の監査報告書には、財務諸表に記載された後発事象をそのまま繰り返す形で特記事項が記されている。一方大和銀行が直接損害額約1,132億円と罰金約358億円を被った、ニューヨーク支店の巨額損失事件の発覚は期中であり損失も確定されていた。そのため平成8年3月期における財務諸表の注記（損益計算書関係）にはその旨の記載があるにもかかわらず、監査報告書の特記事項には何も記載されていない。

ところで偶発事象や後発事象といった未確定事項が、次期以降の企業の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼす場合には、何らかの警報を発する役割も監査報告書の特記事項には期待されている。これに関連して企業のゴーイング・コンサーンについて、特記事項で触れることは可能と考えられてきた。しかし二重責任の原則のもとでは、特記事項の表現に著しい制約が課されるのは当然のことであった。この問題は、二重責任の原則を犯しても企業のゴーイング・コンサーンについて明記することを、欧米のように「保証」という枠組みの中で容認しない限り解決しない¹。そのような改革に向けて新監査基準の草案が公開されたが、実効は平成15年度の3月期の監査報告書からになる²。そこで本小稿では日本における現行の枠組みの中で、特記事項において企業のゴーイング・コンサーンについて言及または明記するためのモデルを探ろうとした。そのために、おもに平成12年度の東証一部上場企業の有価証券報告書における監査報告書の特記事項の記載例を検討した。

日本の監査報告書の特記事項に関する実態調査には酒井（1993）³・鳥羽（1994）⁴・福田（1995）⁵・財界展望（2000）⁶・日本監査学会課題別研究部会「特記事項と監査」中間報告（2000）⁷・日本経済新聞（2000・2001）⁸などがある。特に鳥羽の研究は、特記事項の一般的な記載モデルの提起を行った先駆的なものである。ここでは次の7点を基準として実例分析が行われていた。それは、①二重責任の原則の枠組み遵守②

企業リスクの評定に不可侵③保証に関するメッセージとの厳密な峻別④特記事項に記載する必然性⑤記載を決定する統一した判断基準⑥特記事項における注記事項の要約記載に関する誤解の可能性⑦保証の枠組みで対処すべきことのすり替えの可能性である。

鳥羽の研究では、分析の基準として企業のゴーイング・コンサーンについては挙げられていない。従来の記載例では、企業のゴーイング・コンサーンに触れたか否かについて判断することは著しく困難であったからであろう。しかし最近の監査報告書には、特記事項の記載に企業のゴーイング・コンサーンに触れたと考えられる例が見られるようになった。これは、日本においても被監査会社が倒産した場合に監査人が株主代表訴訟などの対象となる訴訟リスクが高まったためである。この傾向は、山一証券の監査人であった中央青山監査法人に対して、管財人団から約60億円の提訴があることだけでも十分理解できる。本小稿ではまず第Ⅱ章でゴーイング・コンサーンに関して特記事項に記載があると考えられる従来の記載モデルを検討する。第Ⅲ章では最近における、企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の記載モデルを提起しその判断基準を示し、次にこのモデルに従って最近の有価証券報告書の監査報告書を中心に事例分析を行った。

Ⅱ 企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の従来の記載モデル

監査報告書に企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項を記載しようとしても、従来は二重責任の原則を遵守して行われた。そのような従来のモデルの典型的な例として東海興業の監査報告書における特記事項の記載方法を見てみよう。東海興業の倒産前における最後の決算である、平成8年10月期決算の財務諸表には次のような注記があった。

5. 偶発債務（保証債務）

下記の会社等の銀行借入金について保証を行っている。

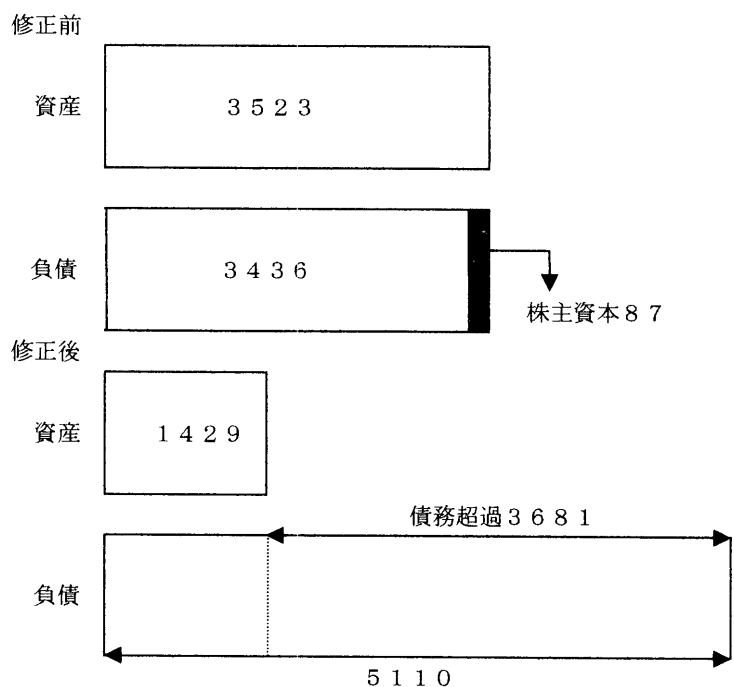
(株) 塩川土地建物	25,071百万円
日本都市総合開発(株)	23,825百万円
日通サービス(株)	13,234百万円
(株)アーバンランドシステム研究所	9,929百万円
東和土地建物(株)	9,666百万円
(株)地建	9,490百万円
東海ホーム(株)	7,721百万円
(株)ティー・オー・ケー	6,178百万円
六本木開発(株)	6,100百万円
アジア産業(株)	5,966百万円
西萩開発(株)	5,903百万円
東興殖産(株)	5,025百万円
メイユール開発(株)	4,644百万円
(株)ファースト	4,483百万円
(株)動	4,385百万円
三翔ビルディング(株)	4,165百万円
(株)鶴亀	4,000百万円
東宝ハウジング(株)	3,677百万円

(株) 東海プレコン	2,300百万円
塩川英治	2,249百万円
その他22件	8,597百万円

計 166,612百万円

- ① (株) 塩川土地建物及び西萩開発 (株) は、財務内容が著しく悪化しているが、両者の債権者から当社への債務保証の履行請求は現時点では行われていない。今後、更に財務内容が悪化した場合には、当社は履行請求に基づき両者の債務を弁済することになる可能性がある。なお一部の債権者から保証履行猶予の了承を得ている。
- ② 日本都市総合開発 (株)、東和土地建物 (株)、東興殖産 (株) 及び東海ホーム (株) は、財務内容が著しく悪化しているが、これを改善すべく再建に着手している。これら会社を含め当社は金融機関に対し、平成5年11月に、保証債務履行請求猶予の依頼をしており、一部の債権者を除き (株) 北海道拓殖銀行他金融機関から保証履行の猶予を受けている。
- ③ 六本木開発 (株) については、財務内容の悪化により債務保証の履行請求を受けていたが、保証履行の猶予を受けている。
- ④ (株) ファーストについては、平成6年9月銀行取引停止により債務保証の履行請求を受けていたが、保証履行の猶予を受けている。

東海興業の平成9年1月30日付けの監査報告書における特記事項には「注記事項(貸借対照表関係)「5. 偶発債務(保証債務)には次のように記載されている。」として上の注記内容の①から④がそのまま記載されているだけである。東海興業の倒産前の貸借対照表と倒産後の修正貸借対照表を比較すると、図1のように負債総額が1,674億円増加して債務超過額は3,681億円となっている。注記されていた保証債務がすべて不良債権となりちょうど負債に加わった勘定である。東海興業の貸借対照表と注記を注意深く読んだ投資家は、企業のゴーイング・コンサーンに大きな疑義が生じている状況を読み取れるかもしれない。しかし監査報告書だけでは保証債務の金額も省略してあるため、その辺の事情を理解することは困難であろう。



(日本経済新聞朝刊 1997年9月6日)

図1 東海興業の平成9年4月中間期末における貸借対照表の変化 (単位 億円)

日本では欧米のように企業のゴーイング・コンサーンについて明記することが義務付けられていない。そのため担当した監査法人の当時の見解では、二重責任の原則の縛りからこの記載方法が限界であるとしていた⁹。しかし特記事項にこのような記載がされているのはまだ良い方であり、まったく記載がなく翌期に倒産する上場企業が続出したのは記憶に新しいところである。例えば平成9年に倒産した多田建設の場合には、監査意見は無限定適正意見であり特記事項にもまったく何の記載もなかった。

多田建設の平成9年度の財務諸表を見ると、個人を含めて58の対象に総額326億4,600万円の保証債務があることが、貸借対照表の注記事項5の偶発債務に記載されている。東海興業のように債務保証の履行請求を受けているという記載はないが、この巨額の債務保証に対して引当金が16億4,900万円計上されているだけである。平成9年度の決算では負債総額1,374億1,100万円に対して株主資本が138億2,400万円あった。ところが上の保証債務は倒産の際にすべて不良債権となり、債務超過額は770億円にも昇った。

しかし最近では二重責任の原則を敢えて犯しても、企業のゴーイング・コンサーンに言及しようとする自主的な動きが現れてきた。これは、まず被監査会社が倒産した場合における、監査人に対する代表訴訟などの訴訟リスクの高まりが背景にある。次に日本の財務諸表監査が国際的な水準を満たしていないという非難と、品質改善を要求する圧力の高まりに呼応したものとも考えられる。このような公認会計士の動きは、最近の監査報告書における企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の記載方法に大きな変化を生み出している。ゆえに次の章ではその記載方法の変化について幾つかの事例を見ながら検討することにしたい。

Ⅲ 企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の現在の記載モデル

年次報告書における監査報告書の特記事項に、企業のゴーイング・コンサーンについて記載があると考えられる幾つかの事例について分析すると、現状では次のような記載モデルがあることが指摘できる。それはまず二重責任の原則のもとで行われたか否かである。二重責任原則の枠内で行われたかの判断基準は、財務諸表の注記をそのまま繰り返す形で特記事項が記載されているかということになる。もし特記事項に財務諸表の注記に記載されていないことが追加されていれば、二重責任の原則を犯したと判断することができる。

そして次にその記載が企業のゴーイング・コンサーンについて明記されているか否かである。企業のゴーイング・コンサーンについて明記されているか、単に言及するに留まっているかを判断する基準は次のとおりである。「事業の継続性に重要な影響がある。」と記載されていれば、企業の存続可能性が明記されていると判断し、「財政状況や経営成績に重要な影響がある。」と記載されていればそれに対して言及はされていると判断した。そこで現在の企業のゴーイング・コンサーンについての記載のモデルを示すと次の四つに分けることができる。

- A. 二重責任の原則に反して、企業のゴーイング・コンサーンについて明記している。
- B. 二重責任の原則に反して、企業のゴーイング・コンサーンについて言及している。
- C. 二重責任の原則を遵守して、企業のゴーイング・コンサーンについて明記している。
- D. 二重責任の原則を遵守して、企業のゴーイング・コンサーンについて言及している。

該当例がいかに限定されているかは次のことから理解できる。青木建設は平成11年3月31日に2,049億円の債務免除を受けたが、12年度の間で651億円もの債務超過となっていた¹⁰。平成13年3月期の決算でも4,035億円の有利子負債が残り、最終連結損益も7億円の黒字にすぎずほとんど自力による債務超過の解消は進んでいない¹¹。ところが青木建設の平成12年度3月期と12年度の9月中間期とも、監査報告書は無限定適正意見であり特記事項には何の記載もない。

また熊谷組は平成12年12月28日に4,300億円の債務免除を受けたが¹²、平成13年度の決算では連結最終損益は27億円の赤字となり有利子負債もなお6,455億円残っている¹³。しかし前年度の平成12年度の監査報告書における特記事項の記載は上記4つのモデルのような記載になっていない。特記事項には「追加情報に記載されているとおり、会社の財務諸表上の関係会社貸付金・関係会社株式等に含まれる不動産開発事業に係る投融資額および保証債務については、今後の当該不動産事業の進捗状況や成否如何によっては損失の発生する可能性がある。」とある。貸借対照表の注記事項4によれば保証債務が1,732億9,500万円あり、保証債務引当金はまったく計上されていない。ただし特記事項は原則として財務諸表の追加情報を繰返す形で記載されており、二重責任の原則のもとに行われている。ところが「財政状態と経営成績に重要な影響を及ぼす」という表現がないため上記モデルのDの範疇には入らない。熊谷組の監査報告書は、少なくともここに示したモデルの範囲では、企業のゴーイング・コンサーンに言及はないと言える。

さらにそごうの平成12年2月期決算の監査報告書には特記事項として『追加情報1. において、連結会社は「そごうグループ抜本再建計画」を機関決定し、メインバンクの積極的な協力支援を得て、6月末内諾を目処に、現在取引金融機関に対して支援の要請を行っており、保証債務等につき連結子会社の損失を合理的に見積もることが困難であるが貸付金につき連結会社が直接負担すべき損失を見積り貸倒引当金を計上した旨、並びに該当計画の進展如何によっては貸付金及び保証債務等につき更に連結会社の負担が発生する可能性がある旨を記載している。』という記載がある。これも、財務諸表の追加情報を要約して繰返す形で記載されており、二重責任の原則のもとに行われている。ところが「財政状態と経営成績に重要な影響を及ぼす」という表現もなく上記モデルのDの範疇にも入らない。そごうの倒産直前の監査報告書では、企業のゴーイング・コンサーンに言及はないと言える。

さて上記の四つモデルについて次に具体的な事例を検討したい。独自に入手した平成12年度の東証一部上場企業の有価証券報告書における監査報告書の特記事項で、上の四つのモデルに該当する例は著しく少ない。

A. 二重責任の原則に反して、企業の存続可能性について明記している場合

この記載モデルに当てはまるものはなお例外的であり、なみはや銀行の平成11年3月期決算に対する同年6月29日付け監査報告書の特記事項の記載があげられる。なみはや銀行の特記事項には次のような記載があった。

特記事項

重要な後発事象に記載されているとおり、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（大蔵省告示第55号）の規定に従って算出した会社の平成11年3月31日現在の連結自己資本比率はマイナス1.46パーセントであり、平成11年6月28日に金融監督庁より連結自己資本比率を改善するための措置を盛り込んだ計画の提出命令が出された。貸借対照表注記10に記載されているとおり、資産買取契約書第10条に基づいて株式会社整理回収機構より瑕疵の有無に関する調査・意見交換の要請を受けている。

なお、上記特記事項1.に記載した金融監督庁の命令に従い会社は改善のための措置を盛り込んだ計画を策定中であるが、今後の進展如何によっては、会社の事業継続性に重要な影響を及ぼす可能性がある。上記の財務諸表は継続企業を前提に作成されており、この前提が失われた場合には、貸借対照表に計上されている繰延税金資産（22,604百万円）及び営業権（27,200百万円）はその資産性を失い、また、貸出金の回収可能性に重要な影響を与え、さらに取得原価を基礎に計上されているその他の資産、負債の残高及び

損益の状況は大きく変動することになる。また、上記特記事項2.に記載した株式会社整理回収機構との意見交換の結果、瑕疵が確認された場合には、その程度如何によっては会社の財政状態と経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

特記事項の1.と2.の記載については、財務諸表の注記を要約してまとめたものであることが一目瞭然である。しかし次の「なお…」以降は監査人が二重責任の原則を犯して財務諸表に記載されていないことを追加した部分である。その記載様式は、アメリカにおいて企業のゴーイング・コンサーンに重要な疑義が生じている場合のそれに準じている¹⁴。このような特記事項の記載方法は日本において画期的な例と見ることができる。しかしこれは、すでに債務超過が確定し監督官庁から保全命令が出て、実質的に破産している銀行に対するものである。監査人は、このような特記事項の記載により銀行の信用不安をおおることもない。その点から見ると、監督官庁の後追いの記載であり、評価も差し引いて考える必要はあろう。逆に言うと現在の枠組みでは、一般に日本ではこのような思い切った特記事項の記載は困難であるといえることができる。

B. 二重責任の原則に反して、企業のゴーイング・コンサーンについて言及している場合

この場合は特記事項に「事業の継続性に重要な影響を及ぼす」という表現はないが、少なくとも「財政状態と経営成績に重要な影響を及ぼす」という記載があり、それが財務諸表に記載されていない例である。「財政状態と経営成績に重要な影響を及ぼす」とまで記した例は従来ほとんどなかった。まずその例外的な従来の記載例として三洋証券の監査報告書をあげる。次に最近の記載例として平成12年度決算の監査報告書の中から幾つかの例をあげたい¹⁵。

(a) 三洋証券

三洋証券の平成9年3月期決算に対する同年6月27日付けの監査報告書の特記事項には次のような記載があった。また特記事項の(2)に関して三洋証券の財務諸表の「経理の状況」4.その他にはその下のよう記載があった。

特記事項

(1)「経理の状況」の注記事項（貸借対照表関係）5.保証債務の残高

上記の保証債務及び保証予約につき、本監査報告書日現在に至るまでの間に、履行の請求又は予約完結権行使を受けたものはない。

(2)「経理の状況」4.その他に記載されている、当社グループの経営改善計画の実施は、時期以降の会社の財産又は損益の状況に重要な影響を及ぼすものである。

「経理の状況」4.その他

三洋証券グループの経営改善計画

当社は平成6年3月17日に、三洋総合キャピタル株式会社他3社の不良債権の償却原資を拠出して再建を支援していくことを柱とした当社グループの経営改善計画の大枠を公表しております。当期はグループ会社への支援金拠出を見送りました。

特記事項の(1)に関しては財務諸表の注記を要約したものと言える。しかし(2)については財務諸表には記載されていない「会社の財産又は損益の状況に重要な影響を及ぼす」という表現があり、二重責任の原則

に反して企業のゴーイング・コンサーンに言及した先駆的な事例と言える。また三洋証券はこの後すぐ倒産したので、監査人の判断は正当であったと評価することも可能である。

(b) 富士工

平成12年3月期の決算に対する同年6月29日付けの監査報告書の特記事項には次のような記載があった。なおその連結財務諸表の追加情報にはその下のような記載があった。特記事項の「今後同計画の進展次第では…」以降に追加情報にない記載が追加されている。富士工は、平成13年3月23日に民事再生法の適用を申請して実質的に倒産した。負債総額は約830億円であった。すでに平成12年度3月期の決算で123億円の債務超過が表面化しており、企業のゴーイング・コンサーンについて明記する必要があったが言及するに留めてある。

特記事項

連結財務諸表の追加情報に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、「三ヵ年経営計画」を策定しグループ各社は同計画の実施に着手している。今後同計画の進展次第では、時期以降の会社及び連結子会社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

追加情報

三ヵ年計画

当事業年度を初年度として、経営基盤の拡充・品質及び利益管理の徹底・経費の削減・関係会社の体質改善等を目的とする「三ヵ年経営計画」を策定し、同計画の実施に着手している。

(c) 千代田化工建設

平成12年3月期の決算に対する同年6月29日付けの監査報告書の特記事項には次のような記載があった。なお注記事項として財務諸表にその下のような記載があった。特記事項の「いずれも…」以下が二重責任の原則に反して追加された部分である。

特記事項

「注記事項(連結貸借対照表関係)*7. 及び*8.」にナイジェリア石油公社向け工事債権15,440万円及びバングラデシュ国KAFCO社向け債権等6,261百万円についての記載があるが、いずれも今後の回収状況等によっては会社の次期以降の経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性がある。また、会社は非常に厳しい受注環境の下で再建に取り組んでいるが、再建をより確実にするためには関係支援先の支援の継続が必要である。

注記事項(連結貸借対照表関係)

- *7. このうち、ナイジェリア石油公社に対する工事債権15,440百万円は、ナイジェリア国事情により、合意した決済条件に従った支払いが長期に亘りなされていない。当該債権については、平成12年2月に先方と債権金額の再確認を実施し、支払手続を要請中である。なお、上記工事債権のうち、1,698百万円は、平成12年6月19日付けで入金がなされている。
- *8. バングラデシュ国KAFCO社、KAFCOインターナショナル社及び日本側出資社であるカフコジャパン投資株式会社に対する債権等は以下のとおりである。KAFCO社は国際金融公社及び関係各

国の協力の下、財政再建策の実施に取り組みつつある。(以下略)

(d) ユニオン光学

平成12年3月期の決算に対する同年6月29日付けの監査報告書の特記事項には次のような記載があった。なお重要な偶発事象として財務諸表にはその下のような記載があった。特記事項の「この協議の結果によっては…」以降が二重責任の原則に反して追加された部分である。

特記事項

重要な偶発事象に記載のとおり、長期借入金22億円については平成12年5月1日に返済期限が到来しており、現在その返済方法について、会社及び三星テックウィン株式会社とあさひ銀行による協議が続けられている。この協議の結果によっては、会社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

偶発事象

長期借入金22億円については平成12年5月1日に返済期限が到来しております。当社は期日に内金として1億円の返済を行うと同時にあさひ銀行に対して「根抵当権・担保権・質権実行猶予についての願書」を提出しております。今後の残額の返済方法については会社及び債務保証を受けている三星テックウィン株式会社と株式会社あさひ銀行による協議を続けており、早急に解決していく所存であります。当該借入金の明細は以下に示す通りです。(以下略)

(e) ヒラボウ

平成12年3月期の決算に対する同年6月29日付けの監査報告書の特記事項には次のような記載があった。なお財務諸表にはその下のような記載があった。特記事項の「当該有価証券の時価の回復が困難となった場合には…」以降が二重責任の原則に反して追加された部分である。

特記事項

重要な会計方針6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項(2)に、取引所の相場のある有価証券に、時価が取得価額より著しく低下しているものがあるが、回復可能と判断し取得価額を付している旨の記載がある。当該有価証券の時価の回復が困難となった場合には、翌期以降の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

重要な会計方針6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(2) 取引所の相場のある有価証券に、時価が取得価額より著しく低下しているものがありますが、回復可能と判断し取得価額を付しております。なお時価に評価換えを行った場合に生ずる評価損は388,098千円であります。

(f) 関西汽船

平成12年12月期の決算に対する平成13年3月29日付けの監査報告書の特記事項には次のような記載があった。なお財務諸表にはその下のような記載があった。特記事項には財務諸表の注記事項にない「財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある」という二重責任の原則に反して追加された部分がある。

特記事項

注記事項（追加情報）に記載のとおり、会社は収益体質、財務体質の改善を図り会社再建の諸施策に取り組んでいるが、その成否いかんによっては会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

追加情報（その他）

当社は平成12年7月に実施した共同運航に係わる業務提携の効果をあげるよう鋭意取り進めるとともに、さらに経営全般にわたる効率化を推し進め、資金面では関係金融機関等の支援を受け、収益体質、財務体質の改善に努め、会社グループの再建に取り組んでおります。会社グループの再建は諸施策の成否にかかっております。

C. 二重責任の原則を遵守して、企業のゴーイング・コンサーンについて明記している場合

監査報告書の特記事項に「事業の継続性に重要な影響」という表現があるが、二重責任の原則の範囲で行われたものである。すなわち財務諸表の注記などに企業のゴーイング・コンサーンについて明記されているものである。これは、監査人が株主代表訴訟からのリスクを回避するために経営者に強く明記を求めたためと思われる。Cの記載方法が、現在の日本の枠組みでは、唯一の現実的な解決策と考えられる。この記載方法をとれば、監査人は二重責任の原則を犯さずに、企業のゴーイング・コンサーンについて明記が可能になる。また企業の信用不安を煽ったという経営者からの批判も回避が可能である。その例をいくつかあげてみる。

(a) 日本レース

日本レースの平成12年3月期における決算の監査報告書の特記事項にも、企業のゴーイング・コンサーンについてかなり突っ込んだ表現が見られる¹⁶。「会社の事業の継続性に重要な影響を及ぼす可能性がある。」という部分がそれに当たる。しかしこの表現は特記事項にも付加されているように、財務諸表の追加情報に記載されていることをほぼそのまま述べているに留まっている。つまり二重責任の原則のもとに行われた、企業のゴーイング・コンサーンについての明記の代表的な例と考えられる。監査報告書の特記事項と財務諸表の追加情報の記載例を下にあげた。

特記事項

(1) 追加情報1.に記載されているとおり、今後の事業資金の調達活動、新規事業の導入あるいは業務提携等の進展如何によっては、会社の事業の継続性に重要な影響を及ぼす可能性がある。

追加情報

1. 当社はあらゆる角度から赤字体質の抜本的改革を継続推進中であり、その内容は、事業資金の調達を始め、新たな収益の柱を求め新規事業の導入、さらには業務提携にも積極的に取り組むこと、またレース事業の再構築にある。その進展如何によっては、会社の事業の継続性に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(b) 赤井電機

赤井電機は平成12年3月期の決算における監査契約の締結の遅れから、平成12年度の監査報告書の提出

が遅れて議論を招いた¹⁷。この決算時にすでに約426億円の債務超過であり、その後結局和議の申請を行い倒産した。その監査報告書には特記事項の5として「事業の継続の可否は…」以下の記載があり、企業のゴーイング・コンサーンについて明記した例と考えてもよい。この記載は特記事項にも付加されているように、財務諸表の追加情報に記載されている表現をほぼそのまま繰返したものである。監査報告書の特記事項と財務諸表の追加情報を下記に掲げる。

特記事項

3. 追加情報5に記載のとおり、事業の継続の可否は、アカイグループ・デットリストラクチャリング・プラン（債務の再編成案）の銀行団の合意が形成できるか、またグランデグループの財政的支援がいつまで継続されるかにかかっている。

追加情報

4. 当社は、42,609百万円の債務超過状態にあり、現在グランデグループの支援を受けて経営の再建中である。今後の事業の継続の可否は、グランデグループから提案中のアカイグループのデット・リストラクチャリング・プランに関わる銀行団の合意が形成できるか、またそれに関連したグランデグループからの財政的支援がいつまで継続されるかにかかっている。

(c) 山水電気

山水電気の平成12年12月期の決算における監査報告書の特記事項にも企業のゴーイング・コンサーンについて明記したと考えられる部分がある。特記事項1の記載はすでに前年度の監査報告書にもあったものである。この間山水電気の株価は著しく低迷し、一時1桁の時もあった。平成12年度のもは特記事項2に見られるように、さらに具体的になっている。これらの記載は、山水電気の財務諸表の注記事項を要約して繰返す形で行われており、二重責任の原則の範囲内で行われたものと考えることができる。監査報告書の特記事項と財務諸表の注記事項を下記にあげる。

特記事項

1. 会社の事業継続の可否はグランデグループから今後も引き続き会社の事業継続に必要な財政的支援が得られるか否かにかかっている。
2. 支払期限の到来している未返済の借入金及び未払利息残高6,390百万円について、当該借入金の返済及び利息の支払の履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記3.に係る裁判の結果如何によっては、会社の財政状態及び事業継続に重大な影響を及ぼす可能性がある。

注記事項（貸借対照表関係） 9. 追加情報(3)「今後の当社の経営改善に係る計画及び見通し」

- (2) 当社は、グランデグループの支援のもとで経営構造改革に取り組んでおりますが、前期より債務超過の状況にあり、当期末におけるその額は、8,199百万円になっております。当社は長期に亘る業績の低迷とそれに伴う株価の低迷により、市中銀行からも株式市場を通じての一般投資家からも十分な資金調達をすることは困難な状況にあります。このため、当社の事業継続の可否はグランデグループから当社の事業継続に必要な財政的支援が今後も引き続き得られるか否かにかかっております。また当期末において当社は支払期限を経過している未返済の借入金及び未払利息を総額6,390万円有しているため、当該借入金の返済及び利息の支払いの履行請求に関する法的措置を受けた場合及び下記(5)に係る裁判の

結果如何によっては、当社の財政状態及び事業の継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。

D. 二重責任の原則を遵守して、企業のゴーイング・コンサーンについて言及している場合

特記事項に「事業の継続性に重要な影響を及ぼす」という表現こそないが、「財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす」と記載されているものである。また財務諸表にその旨の記載があるため、二重責任の原則のもとに企業のゴーイング・コンサーンについて明記はなくとも言及まではされていると解釈できるものである。監査人は、このような記載方法をとることにより、二重責任の原則を犯さずにある程度まで訴訟リスクを免れることが可能である。平成12年3月期決算の富士紡績や岡本工作機械製作所の特記事項がそれに当たる¹⁸。ここでは富士紡績の例だけをあげた。平成12年3月期の富士紡績における監査報告書の特記事項は、まさに連結財務諸表の注記を要約して繰返す形で記載されている。監査報告書の特記事項と財務諸表の注記事項は下記のとおりである。

特記事項

連結財務諸表の注記事項(追加情報)において、平成12年3月17日開催の取締役会において決議された、紡績事業(汎用品)の海外シフトと国内生産の差別化・高付加価値化商品への一層の特化、レーヨン事業の完全独立化、関係会社の整理と成長分野への経営資源の重点投入、資産処分及び棚卸資産の圧縮等を実行し、第185期において繰越損失の一掃を目指す富士紡績グループ連結5ヵ年事業計画の実施は、次期以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える旨が記載されている。

注記事項(連結貸借対照表関係)

3. 当社は、第179期より実施してきた、「経営改善並びに復配計画」を大幅に見直し、当社グループの経営基盤の抜本的強化を早期に達成するため、平成12年3月17日開催の取締役会において新たに当社グループ連結5ヵ年計画を決議した。この計画は、紡績事業(汎用品)の海外シフトと国内生産の差別化・高付加価値化商品への一層の特化、レーヨン事業の完全独立化、関係会社の整理と成長分野への経営資源の重点投入、資産処分及び棚卸資産の圧縮等による有利子負債削減等を実行し、第185期において繰越損失の一掃を目指すものである。この計画の実施は、次期以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものである。

IV むすび

本小稿では、特に企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の現在の記載方式を実例研究により探った。監査報告書の特記事項に「事業の継続性に重要な影響を及ぼす」という記載があれば、企業のゴーイング・コンサーンについて明記されていると判断し、「財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす」という記載があれば、少なくとも企業のゴーイング・コンサーンについて言及されていると見なした。また財務諸表の注記事項などに記載されていないことが特記事項に追加されていれば、二重責任の原則に反し、注記事項などをそのまま繰返す形で特記事項が記載されていれば、二重責任の原則を遵守しているとした。その結果次のような四つのタイプの記載モデルがあることが指摘された。

- A 二重責任の原則に反して、企業のゴーイング・コンサーンについて明記している。
- B 二重責任の原則に反して、企業のゴーイング・コンサーンについて言及している。
- C 二重責任の原則を遵守して、企業のゴーイング・コンサーンについて明記している。

D 二重責任の原則を遵守して、企業のゴーイング・コンサーンについて言及している。

Aのモデルに当てはまるものは例外的であり、企業のゴーイング・コンサーンについて明記を求める新監査基準が発効した際には記載モデルの典型となるが、現在は時期尚早である。Bのモデルについては二重責任の原則に触れるため、従来ほとんど例がなかったものである。監査人が訴訟リスクを回避するためにやむをえない選択をした印象が強い。ただし場合によっては監査人が信用不安を加速したとして、経営者の非難を浴びることを覚悟しなければならない。現状ではCのモデルが、二重責任の原則にも反せず、企業のゴーイング・コンサーンについて明記する上でもっとも望ましいものである。監査人がこのような記載方式をとれば、訴訟リスクも信用不安を煽ったという非難も回避できる。そのためには監査人自身が被監査会社を説得して、財務諸表の注記などにその旨の記載をさせなければならない。その点からCのモデルは、必ずしも容易な選択とは言えないかもしれない。Dのモデルがより実現可能な選択として望ましいかもしれないが、特記事項の記載の解釈について曖昧さが付きまとい¹⁹、訴訟リスクの回避は不完全といえる。

現在企業のゴーイング・コンサーンに関する監査を制度化することが、日本の財務諸表監査の品質を国際水準に上げるための試金石と見なされている。しかし制度化の際に、改善の余地があるかについて特記事項の記載の実態を検討することは無駄ではないだろう。実務の最先端にいる日本の公認会計士がとった究極の選択が、首尾一貫した論理性を持ち合わせているかもしれないのである。

注

- 1 アメリカでは1989年の監査基準書SAS第59号「継続企業としての存続能力に関する監査人の検討」で義務付けられた。このことについては、千代田邦夫著『アメリカ監査論—マスチディメンショナルアプローチ&リスクアプローチ』中央経済社1994年545頁を参照されたい。イギリスでは1993年の監査基準書SAS600「監査人の監査報告書」で義務付けられた。このことについては、内藤文雄著『監査判断形成論』中央経済社1995年177頁を参照されたい。ドイツでは1986年から商法の322条2項で義務付けられた。このことについては、加藤恭彦著『現代ドイツ監査制度論』千倉書房1993年296-300頁と内藤文雄著同上179頁を参照されたい。フランスでは1984年から商事会社法230条の1で義務付けられた。このことについては、伊豫田隆俊著『フランス監査制度論』同文館2000年88-90頁と加藤達彦稿「フランスの監査制度に関する一考察—職業会計士の職能分離と独立性—」奈良県立商科大学研究季報第1巻第1号1990年12月90頁および同「フランスにおける会計監査役の新機能—見積情報の監査と企業倒産の危険性の警告—」奈良県立商科大学研究季報第2巻第2号1991年10月43-51頁を参照されたい。なおドイツでは企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律が1998年から発効し、その321条の1項でこの立場はさらに強化されている。このことについては次の文献を参照されたい。K.-H.Forster, Abschlussprüfung nach dem Regierungsentwurf des KonTraG, Die Wirtschaftsprüfung Heft.2/1998. S.41-56. H.-J.Böcking und C.Orth, Kann das „Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)“ einen Beitrag zur Verringerung der Erwartungslücke leisten?-Eine Würdigung auf Basis von Rechnungslegung und Kapitalmarkt, Die Wirtschaftsprüfung Heft.8/1998. S. 351-364. R.Giese, Die Prüfung des Risikomanagementsystems einer Unternehmung durch den Abschlussprüfer gemäß KonTraG, Die Wirtschaftsprüfung Heft.10/1998.S.451-458. R.Ludewig, Gedanken zur Berichterstattung des Abschlussprüfers nach der Neufassung des § 321HGB, Die Wirtschaftsprüfung Heft.14/1998. S. 595-600. H.-J.Jacob, KonTraG und KapAEG die neuen Entwürfe des Hauptfachausschusses zum Risikofrüherkennungssystem, zum Bestätigungsvermerk und zum Prüfungsbericht, Die Wirtschaftsprüfung Heft. 23-24/1998. S. 1043-1056. 加藤恭彦稿「ドイツ監査制度の新動向とコーポレートガバナンスの視点」日本監査研究学会EU会計・監査制度研究部会『EUにおける会計・監査制度の調和化』中

中央経済社1998年47-68頁

- 2 日本経済新聞朝刊「破たん懸念監査で指摘」(2001/6/17) 同「破たん懸念報告書に記載」(2001/6/23) なお新監査基準の草案は次に公開されている。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/top.html
- 3 酒井繁稿「3月期決算会社の特記事項記載実態分析と今後の課題-1」JICPAジャーナル第461号(1993/11) 14-39頁 同「3月期決算会社の特記事項実態分析と今後の課題-2」JICPAジャーナル第462号(1993/12) 13-39頁
- 4 鳥羽至英著『監査基準の基礎第2版』白桃書房(1994) 388-405頁
- 5 福田眞也稿「特記事項の記載実態と問題点」JICPAジャーナル第485号(1995/12) 19-30頁
- 6 財界展望『「特記事項で」わかる監査法人が示した重大警告会社』(2000/10) 34-42頁
- 7 日本監査研究学会課題別研究部会「特記事項問題と監査」中間報告書(2000/11)
- 8 日本経済新聞朝刊『監査報告書の「特記事項」30社に不透明要因の指摘』(2000/9/22) 同『2000年9月中間期の監査報告書「特記事項」記載は62社』(2001/1/30)
- 9 日本経済新聞朝刊「ゼネコン不信の連鎖(中)」(1997/9/6)
- 10 日本経済新聞朝刊「ゼネコン10社再建へ剣が峰」(2001/6/1)
- 11 日本経済新聞朝刊「不良債権最終処理 なるか軟着陸(下)」(2001/6/10)に青木建設の再建計画の困難性についての言及がある。
- 12 日本経済新聞朝刊(2000/9/1)で大きく報道された。なお最終的な債権免除額については同朝刊「追跡債権放棄」(2001/5/22)を参照した。
- 13 日本経済新聞朝刊「熊谷組最終赤字27億円」(2001/5/5/31)
- 14 北川哲雄稿「海外の特記事項等の記載実態と我が国との比較-米国の事例」JICPAジャーナル第461号(1993/12) 40-49頁を参照されたい。なおドイツの記載例については、内藤文雄著同上287-288頁を、フランスの記載例については、蟹江章稿「企業の存続能力に関する情報と監査報告書の役割」会計第153巻第4号(1998/4) 521-526頁を参照されたい。
- 15 平成13年9月中間期の監査報告書には東証一部上場企業の東洋建設にもこのタイプの特記事項がある。
- 16 平成13年9月中間期の日本レースの監査報告書にも同様の記載がある。
- 17 日本経済新聞朝刊「赤井電、情報開示で迷走」(2000/8/2)
- 18 平成13年9月中間期の監査報告書には東証一部上場企業のシントムや富士車両にもこのタイプの特記事項がある。このうち富士車両はすでに上場廃止になっている。
- 19 日本監査研究学会課題別研究部会「ゴーイング・コンサーン問題と監査」最終報告書(2000/11) p.107